

令和6年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月13日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 6 年 6 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問 [高田紀子議員、山本賢一議員]
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 6 議案第 4 号 令和 6 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 7 議案第 5 号 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 6 号 令和 6 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 9 議案第 7 号 請負契約の一部変更について
- 第 1 0 議案第 8 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 9 号 教育委員会委員の任命について
- 第 1 2 議案第 1 0 号 農業委員会委員の任命について
- 第 1 3 認定第 1 号 令和 5 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 認定第 2 号 令和 5 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 認定第 3 号 令和 5 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 4 号 令和 5 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 認定第 5 号 令和 5 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 8 認定第 6 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 9 認定第 7 号 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について
- 第 2 0 認定第 8 号 令和 5 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 1 報告第 1 号 令和 5 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 2 2 報告第 2 号 債権の放棄について
- 第 2 3 意見書案第 8 号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書について
- 第 2 4 意見書案第 9 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 第 2 5 議員の派遣について
- 第 2 6 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副 町	長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		今 野 聖 貴 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		岩 佐 和 男 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		鎌 田 静 香 君
子ども・子育て支援室長		谷 口 雄 二 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
ジオパーク推進室長		長 野 克 哉 君
農 林 課 長		平 間 克 哉 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		石 崎 智 大 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課課長補佐		柴 田 崇 史 君
総務課課長補佐		餌 取 良 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		鈴 木 誠 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局 長 梶原 祐治 君
次 長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。定例会2日目でございますが、会議にあたってご挨拶を申し上げます。

本日はこれから2名の議員が一般質問を行うところではありますが、政策を大いに語るクオリティの高い場として、大いなる論戦をお願いするところでございます。以上、申し上げまして、開議の挨拶といたしますよろしくお願ひいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、6番青田知史議員と、13番高田紀子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き、通告の順番に発言を許します。

それでは初めに、13番、高田紀子議員。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

（13番 高田 紀子議員 登壇）

○13番（高田紀子議員） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。番号13番、高田紀子。質問方式、時間制限方式。質問事項、認知症施策の推進について。質問の要旨、私たちが日常的に耳にするようになった認知症は、高齢化が進んでいる日本で2025年に65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。誰がなってもおかしくないといえる状況にあって、認知症が正しく理解され、認知症の人が尊厳を保持しつつ、安心して希望を持

って暮らせるよう、地域で支える共生社会の構築を目指す、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和5年6月に公布されました。

本年においては、本町では高齢者福祉計画、大雪地区広域連合では第9期介護保険事業計画が策定され、認知症施策が取り組まれています。

については、次の4点について伺います。

(1) 認知症に関する正しい知識及び正しい理解の推進について。

(2) 認知症の早期発見・早期対応について。

(3) 物忘れ検診の導入について。

(4) 認知症サポーターの活躍推進に向けた具体的な取り組みについて。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。13番高田議員さんからのご質問、認知症施策の推進について、答弁を申し上げます。認知症は、誰もがなり得るものであり、家族や友人が発症するなど、多くの方にとって身近なものとなっております。認知症の特性や症状の特徴を正しく理解することで、認知症への偏見、差別を無くし、認知症が発症しても尊厳と希望を失うことなく、地域の中で安心して暮らすことができる社会を目指し、認知症対策に取り組んでおります。

1点目につきましては、平成24年度から美瑛町キャラバンメイト連絡協議会を立ち上げ、町内の介護事業所の福祉専門職が中心となり、認知症サポーター養成講座の開催や啓発映画の無料上映会などを実施し、普及啓発活動に努めております。

2点目につきましては、認知症は初期症状を早期に発見し、治療を受けることにより、症状の悪化を遅らせることができる可能性があります。地域包括支援センターでは、物忘れ症状のある方やその御家族などに対して、専門医への受診勧奨、受診調整、必要なサービスに関する相談・助言を行っており、状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、介護事業所や医療機関と連携し、地域で認知症の方を支援する体制確保に努めております。

3点目につきましては、近年早期診断のための血液検査等の研究開発も進んではおりますが、現段階では自治体が行う健診として一般化されているものではなく、健診後の医療機関によるフォロー体制の構築など課題も多いことから、物忘れ健診の実施は難しい状況です。予防のための生活習慣に心掛けていただき、本人や周囲の気づきにより早期にかかりつけ医への相談や専門医につなげることができるような相談支援体制を強化するとともに、認知症の理解と普及

啓発に努めてまいります。

4点目につきましては、本町の認知症サポーターは現在累計で1,634人に及び、地域での身近な支援者として活動していただいております。またキャラバンメイト連絡協議会では、認知症サポーターと一緒に、認知症の方やその御家族、地域住民など誰でも気軽に集えるびえいオレンジカフェを開催しておりますが、家族支援や日々の見守りなども含め、サポーターの方々が体系的に活動していただける仕組みづくりにつきまして、キャラバンメイト連絡協議会の中で協議してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。本町はこれまでも地域包括ケアシステムをはじめ、認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ等、多様な機関と連携し、早期から力を入れた対策に取り組んでこられていることに評価されていると認識しているところです。さらに、今後はさらにこの評価されていることを、上昇させていただきたいと思っております。

認知症は発症した本人や家族が生活の困難さに不安が日々つきまとい、精神的体力的にも疲れて生きづらくなります。突然の発症によって、生活というか、両親、両親と発症した人たちの人間性が急に変わってしまって、家族である介護者がある対応に苦慮していき、生活がしづらくなって共倒れになるっていう状況が、多々、精神的なところで崩れていくところの見られているっていうところが大きな問題になっているところもあります。しかしながら、認知症を正しく理解し、様々な支援や協力を得ながら、毎日が認知症の方の新しい発見が見られるという感覚で認知症を楽しんで生活ができることを望んでおります。

今、誰でもが認知症になり得るし、誰でもが突然に介護者になるというこの状況にあって、国の施策においても、早期発見早期対応の推進が、示されたことから、今、町民の方々に認知症の正しい理解を得ることが、重要になっていることから、ご質問をさせていただきます。

それでは、1項目目の認知症に関する正しい知識及び正しい理解の推進について再質問をいたします。認知症は加齢によるものなのか、認知症によるものなのかを判断することが難しく、医療機関への受診になかなか踏み切れず、発見が遅れてしまうという場合があります。このことはそもそも認知症についての基礎的な知識を知らないことで、どう判断し、どう行動して良いのか迷ってしまうことからの原因が多いと考えられます。第9期介護保険事業計画の中で、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた、認知症ケアパスを作成し、周知を図るとされています。

そこでですが、認知症ケアパスを含めた認知症に関するガイドブックを作成し、全戸の家庭に配布していただくよう検討をお願いするものです。さらには、ホームページにも載せていた

だきたいです。ガイドブックにより、自分自身や家族が認知症になったときに、どのような生活ができるのか、どのような備えをしていいものなのか。大まかな目安になるものがあれば、町民の方々も、理解され突然の発症に対応できるものではないかと考えます。町長の見解をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず、これまでの認知症を含めた取組につきましてもご評価を頂いたことに関しまして、感謝とお礼を申し上げます。引き続き美瑛町の特徴でございますこの福祉、また医療との連携の中で住民町民の方がいつまでも地域で過ごしやすいこういう環境づくりに努めてまいりたいと存ずる次第でございます。ご質問頂きました認知症ケアパスですとかパンフレットについてでございます。これまでケアパスにつきましては、作成をいたしましたという中でのお知らせをしている部分もございますけれども、正確に申しますと、パンフレット型の認知症ケアパスのフォーマットをひな形的なものは完成しております。おりますけれどもそれを広く多く印刷して配布する段階にまだまだ至っていない状況でございます。この作業を速やかに早急に進めまして、中身ケアパス、まあ、ひな形が出来上がっているんですけども、これの中身をもう1段精査した上で、速やかに印刷して町民の皆様へ配布をする。そして、併せてホームページ等でも公開、公表することによりまして、町民の皆様お1人お1人の認知症に対する理解がさらに進むような、そういう取組に努めてまいり所存でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。今町長のおっしゃっていた認知症ケアパスのことなんですけれども、これって認知症になる、不安になっているときに、地域包括支援センターのほうに相談をしてから、それからの認知症のケアについての流れが、示されて、流れとか、最終的にどういう、ケアをしていくっていう流れが示されたものなんですけれども、結局、認知症自体を町民の方って、なかなか理解されていない。それこそサポーターの方たちの講習を開いて、そういうサポーターの人たちを増やしていくっていう対策は、示されてはいるんですけども、町民自体が、どういう認知症って、皆さん物忘れ、物忘れとか、物忘れして、結局認知症の人の様子がおかしいっていう風になってきて、だけど、これって普通の加齢によつての物忘れじゃないかなぐらいな感じであると、結局は最初、本当は認知症だったってところでケアが遅れてくるところがあるので、その認知症ってこういう風な状況になると、認知症ですよとか、ここだったらまだ物忘れ段階かなあみたいなの、認知症の関しての示し、町民に対して、理解されるような内容のガイドブックを私は作成してほしいと思っています。相談するにも、まずこれって本当に認知症かどうかわかんないし、お父さん今日何か今日、昨日

のことを忘れてる、ご飯食べたこと忘れてる、もう高齢だしこういうことって当たり前よねみたいな風に思ったりしていて、それが日々加齢によるものだから通常よって言っていたところが、突然におかしいおかしいってなってやっと包括センターに連絡を取って、どう対応していかっていうのを聞いたときにはもう手後れっていうか、軽度ではなくて、中度になってる場合もあったりするんですよ。なので、そこの分かるような、町民がもしこれだったらっていう示されるものがあればいいのかなっていう風に思っています、ケアパスだけではなくて、そういうことも含めて、認知症の関係することを、認知症の人たちとも相談しながら経験者の人たちとかと相談しながらこういうことが分かったらいいよね、こういうことがあると理解しやすいよねっていう風に、町民というか、その認知症に関わった人たちで、そういうガイドブックをつくっていただけないかなという風に思っていますので、すいません再度町長、その辺見解をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず先ほど私が申しました、美瑛町認知症ケアパスにつきましては、大まかなアウトラインまでできておりますということでございました。これがまだ印刷配付されてなかった状態なんですけれどもそこにつきましては、担当職員たちの中で、この内容よりまだ踏み込んだ内容にしなればいけないという検討が重ねられていることで実際への印刷配布が遅れているという風に私は理解しております。そういう意味で、今まさに議員ご指摘頂きましたとおり、ケアパスですのでまずは、発症してからの医療ですとか介護の流れについて、記載が主になっておりますけれどもその前段階のところ重要であるという、まさにそこのご指摘が私も大事だと思っております。

繰り返しご指摘頂いてますけれども、加齢によるものなのか、これが認知症という症状なのかというところの見極めですとかそのためのヒント、というところが、もっと分かりやすくなれば身近なところでこの身近な方の症状現象がどうであるのかという理解が、進むことになるのかなという風に思っております。例えば、今もおっしゃいました、ご飯を食べたこと自体を忘れてるのか、ご飯は食べたのを覚えてるけどメニューを忘れてしまったのか。どちらかによってまたこうそれが加齢によるものなのか、認知症によるものなのか、違うという風なことも、私も読んだことがございます。そのような例示を挙げながら、町民の方々が自らがどうなんだろうというところが、分かりやすくなる、そのようなガイドブックというご指摘だと理解しておりますので、今あるケアパスのみならずそれを前段階から町民の方が理解しやすい内容にしていくそこには専門家の方々、経験者の方々の経験知見を盛り込んでいくというそういう流れの中で、しかし早く、一刻も早くこのガイドブック的なものを、作成してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。要点とポイントを絞って発言をお願いいたします。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。今、町長のお話を聞いて、ぜひともガイドブックを早急につくっていただいて、町民の方に配布されることを願うところです。

では次の2項目め、認知症の早期発見早期対応についてと、3項目め、物忘れ検診の導入について、2項目併せて再質問させていただきます。認知症は自分自身が発症していないか、不安はあっても、なかなか医療機関への受診に踏み切れないところがあったり、家族や友人が検査を進めにくいって、いうところが現状にあります。それで、物忘れ検診が町民に抵抗なく、認知症治療を受ける糸口になり、また予防に向けた働き方、働きかけに繋がると考えています。ほかの自治体の中では、脳の健康度を測定するデジタル機器を設置したり、検診に係る費用を助成するなどして、早期発見に対する施策がなされています。すいません。町の検診が行われ、健康診断が行われているところで、簡易な物忘れ検診というか、その物忘れ検診を行うような場を設けて、認知症に関する先ほどの質問で行いましたガイドブックなどを利用して、啓蒙推進を行っているっていう、自治体もありますので、答弁書には、その検診自体がなかなか難しいというところは若干私も考えていたので、まずはその早期発見になるようにつながるような体制づくりが必要だと思いますので、ご検討をしていただきたいと思っています。町長その辺、お考えをお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 認知症はご指摘のとおり、誰でもがなりうることの指摘がなされておりますし、であるからこそ、認知症発症しても、尊厳を持ち、希望を持って暮らしができる、そういう社会にしていかなければならないという風に理解しているところでございます。そのためにも、早期発見の重要性ということは論をまたないところでございます。ただ、物忘れ検診の部分、ご指摘の部分検診の部分につきましては先ほども答弁申し上げましたけれども、美瑛町内で物忘れ検診ができる医療機関がないということ。旭川市も含めてまだ10件あるかないかというような状況の中で、外来、物忘れ外来ですとか検診に対して、どこまで行政としてご支援できるのかというところをあるいは、専門医が少ない中で検診された後のフォロー体制のことを考えますと、町としての支援策について何が適正なのかということを考えさせていただきたいなと思っているところでございます。

そしてあわせてご指摘頂きました、体制づくりでございますけれども、今申しましたとおり、健診、あるいは外来での診察の体制が美瑛町内、近隣含めて薄いというところを考えますと、人の力で体制で悩んだり困ったりしている人を支えていく、そのことがご指摘のとおり大切であると思っております。美瑛町も認知症初期集中支援チームを持っておりましてけれど

もただ今休止している状況でございます。この休止している状況を一刻も早く再開をいたしまして困ってる方悩んでる方をチームとして支えるその体制をもう一度発動してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。体制が、病院に行くっていうこと自体が大事なところになってくると思いますので、早急な体制をお願いするところです。そこはお願いをして、次の認知症サポーターの活躍推進に向けた具体的な取組について質問をいたします。昨日の一般質問の中で、市街地活性化の中心市街地活性化整備事業の一般質問の中で、町長の中では、高齢者住宅及び地域交流センターのお話が出ていまして、お話を伺って、私はこのサポーターさんたちの活躍する拠点が必要ではないかなという風に考えていて、そうするところ、町長からもそのお話がこの交流の場が出てきていたので、ここが拠点になっていく、拠点になって活動が活発化されたら、良いのかなと思いました。その中にはですね、今、認知症サポーターの方たちの活動って、認知症になった本人や家族の方の応援者になっているところですけども、今後の中では、町民への啓発活動とか早期発見、早期対応の促進への取組にも、ご協力とかお手伝いを願いたいと思っています。そこの昨日のお話のあった交流センターであれば、皆さん町民の方が心気兼ねなくそこに立ち寄って、お茶なり、飲んで何気ないお話がそこできるという状況に、そこにサポーターさんたちが関わって、その啓蒙活動を行っていただけたら、町民の方たちが認知症というものをもっと身近なものとか、になっていくのかなと思いました。

それとあわせて、相談しやすい、結局今カフェとかを作ってその中で、何気ない話の中から、実は自分がこういう状況でとか、自分の家族がこんな感じなのっていう話がある中で、出てくることによって、次の早期発見とか、その医療体制につなげるとかの話をもっと出てくる身近なものになって出てくるのかなという風に日々思っていたので、昨日のお話を伺って、いい拠点場所ができたならうれしいという風に私は思っていましたので、サポーターの方たちには、今後、啓蒙活動とか、町民への啓蒙活動を活発化していく体制をつくっていただきたいと思っています。その辺、町長のお考えをお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 中心市街地活性化に対します大変、重要で貴重なご提言、ご指摘を頂いたという風に受け止めさせていただいております。昨日、少々申しました、ご指摘頂きました交流の場というもののコンセプトにまさに合致する、アイデアであると思いつきながら聞かせていただきました。昨日は介護予防機能のあるところというような形で申し上げましたけれども、

認知症につきましても、予防の部分というのは大変大事なところでございますので、介護予防、認知症予防の場であり、そして、どのような境遇の方々年齢もですし、障がいのあるなしも含めて交流できるそういうような場があればいいなという思いは全く一緒でございます。そのような場が設けられましたら認知症サポーターの方々の拠点としてもお使い頂くことが可能でありましょうし、高齢者の方に関わる相談機能の窓口の一本化というところも昨日も申しましたけれども、そのような機能もここにあれば、より便利になり、使い勝手がよくなるだろうという風に思っているところでございます。ありがたいご指摘を頂いたと受け止めさせていただきまして、このような場づくりが実現するように、役場一丸となって努めてまいりたいと思います。

昨日、少々申しましたけどもそのプランですと今想定してる事業では対象外になってしまっておりますので、そこのひと工夫を凝らして別の事業からのを探し、実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。認知症サポーターキャラバンメイト連絡協議会の方々の活動ですけれども、サポーターの方々数多い方に登録をしていただいております。そして、年次計画を持って事業を進めて、認知症の普及、理解・普及に努めていただいているところでございますけれども、また協議会の方々ともご相談をさせていただいて、新しい手段と、これまでとは違うやり方で、もっと分かりやすくという部分がありましたら、積極的な活動をさらに進めていただけるよう、話し合いを進めてまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。ほんとに、認知症サポーターの方がこんなにいるらっしゃるってということも私、はっきり知らなかったんですけども、すごい力強い方たちがいらっしゃるってことに、とてもうれしく感じているところで、この方たちの力を借りて、もっとその認知症の症状を認知症の方たちのことを理解してもらって、その認知症の方たちが外に出ていっても、普通の国で言ってる共生社会ですけどもそれが確立されることを願っているものです。

それで、最後に町長にお伺いしたい、したいのは、認知症基本法の中で、努力義務ではありますがけれども、認知症施策推進基本計画の策定が示されているのですが、ここの計画について町長はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時01分)

再開宣言(午前10時01分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 申し訳ございませんでした。現在のところ高齢者福祉計画の中に含める形で、認知症に対する対策として盛り込ませていただいております。ただこれがそれで不十分である、もっと1本取り出した基本計画を町としてしっかり立てよというご指摘でございましたら、現在の内容で十分かどうかを精査した上で既存計画の中の盛り込みで入れていくか、独立した一つの計画にしていくのかということにつきまして、少々お時間頂き、ちょっと今の実態と内容も、どのような内容をもっと盛り込むべきだとかも含めて検討させていただきたいと存じます。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問を終わります。

次に、12番、山本賢一議員。

（「はい」の声）

12番、山本議員。

（12番 山本 賢一議員 登壇）

○12番（山本賢一議員） 番号12番、山本賢一。質問方式、時間制限方式。質問事項、農業所得確保に向けての取り組みについて。

質問の要旨、世界の農業情勢は、気候変動、地政学的な緊張、経済の不安定さなど、様々な課題に直面しています。

日本国内においても、異常気象による被害の増加や、担い手不足と高齢化、ロシアのウクライナへの侵攻により穀物、肥料の高騰、世界的なインフレや円安により燃油、農業機械、生産資材の高騰は農業経営に深刻な打撃を受けています。

この様な状況から国は、四半世紀経過していた、食料・農業・農村基本法。以下、基本法という。の改正を行い令和6年6月5日から施行されました。

主な改正点は、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村振興などで、これらを基に、食料・農業・農村基本計画。以下、基本計画という。が策定され具体的な政策が示されると思います。

今後、基本法、基本計画に基づいて示される政策に対して町としてどの様に対応して行くのか、以下の3点について伺います。

（1）今後、食料安全保障強化に向けて生産基盤の確保、農業構造転換などの事業等を活用し積極的に農業振興を進める考えは。

（2）担い手の減少に対応した土地改良や道路、灌漑等の農業用インフラ整備により生産の向上、コスト削減に向けての取り組みは。

（3）道や国に対して農業所得確保が厳しい農業状況を1市8町の旭川大雪連携中枢都市圏を通じて進言していく考えは。質問の相手は町長でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 12番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 12番、山本議員さんからのご質問、農業所得確保に向けての取組について答弁を申し上げます。本町におきましても、担い手不足や農業者の高齢化、昨年夏場の異常な高温など近年の異常気象による影響、数年来続いている肥料、飼料、生産資材や機械等の価格高騰に加え、燃料などの光熱費といったあらゆる生産経費が値上がりしていることから、農業を取り巻く環境は、非常に厳しいものであると考えております。

このような中、国が食料・農業・農村基本法を改正したことから、今後示される新たな施策がどのようなものであるかを注視し、本町農業の振興を図ってまいります。

1点目につきましては、先月開かれた国の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、5分野12項目の検討課題が示され、初動5年間の議論が始まったばかりです。本町の農業の特性に合致する事業を積極的に活用し、農業関係団体、機関と協力して、農業振興を図ってまいります。

2点目につきましては、現在、道営農地整備事業により、複数の地区で区画整理や農業用排水路、農道等の整備を行っており、本町としましてもパワーアップ事業の活用により生産者の負担軽減に努めております。今後におきましても、事業主体であります北海道や関係機関と連携しながら、事業実施要望のある地区との協議や事業計画の策定を進めてまいります。

3点目につきましては、厳しい農業情勢の中で、旭川大雪連携中枢都市圏の枠組みのみならず、あらゆる機会を通じて、本町の農業の状況を訴え、生産者が持続可能な農業を営むことができるよう、国や北海道、関係機関に強く働きかけてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 12番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

12番、山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。今答弁頂きました。今回ですねこの農業所得の関係について質問するきっかけになったのはもう半年前になりますけれども、税申告の段階で非常に経費の部分が非常に高額になっているということが改めて私もいち農業者として個人事業主として、青色申告している者としてですね、そういうところを見て分かったわけですし、帳簿の整理、決算書等を作っていましたら、今までにないような経費の額になっていてですねこれでは農業者、私だけではないという風なことも思いまして、状況的にどういう風になっているのかということで、美瑛町農業所得税対策協議会、こちらでございます。これ農民連盟の管轄になってますけれども、ここの部分で農業者の方の大体半分以上の方ここで申告の窓口とな

って申告されております。データといいますか状況ですね。数字等を見させていただきましたけれども、非常にこの状況を見ますと数字は申し上げませんが、令和の部分から見て令和元年、2年、3年、4年ぐらいまではですね、所得税に関しては、ある程度推移は変わらなかったんですけども、令和5年に関していきますと、過去の年数、年度から見てですね、大体6割ぐらいの所得税の納税額になっているということなんですね。

それからもう1点問題なのは、納税者の数がですね、かなり減ってる。実はこれ納税者の数が減っているということは、納税できなかったっていう方もいるということなんですね。ですから実際のところ赤字になってる方もいるんじゃないかという風に思われます。こういうような状況なんですね。それと同時に消費税の部分なんですけれども、消費税も過去にないほどのやはり還付額が発生しております。この額についても、設備投資等があれば還付というのが起きるんですけども、ただ5年に関してそんなに設備投資を行われたかなという部分と、それから逆に設備投資をした場合に、機械がほとんどだと思えますけれども、価格が高騰してますから、消費税額も上がってるわけですね。ですから収入に対しての支出のほうの消費税のほうが大きいわけですがどうしても還付になってくるといことになります。こういうところを見ても、やはり、収入は確かに多少上がっていたとしてもですね、所得税も含めて所得がやっぱりかなり低くなってるということの表れかと思えます。これは農業者の問題ですけども町のほうにしてみれば、これから所得税なんか特にそうですけどここから、住民税等の計算が行われるわけですし、農業分野における町においての税収がかなり落ち込んでくると思えますけれども、その辺についての町長の認識ですねどのように、認識されているのかそれからどういう風にお考えになってるのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今具体的な点をもってご指摘を頂きました。各生産者の方々の経営状況でございます。私どももほぼ同じ認識といいますか、確定申告等を通じまして税対協さんからのトータルの資料のご報告も頂いておりますし、納税額は当然、把握、承知をいたしているところでございます。ここ数年、それほど大きな凶作というところではないですけども、やはり、税収のほうは農業の税収のほうは、上がっていかないというところは、ここの経費の部分で大きくやはり取られてしまっているのではないかとすることは十分に推測をしているところでございますし、そのような経営状況の中で生産者の皆様、1年1年頑張っていたいただいているという風にも認識をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。そういうような状況の中でですね今、最近です

けども米の価格が買入れ価格等が上がってきているということで稲作農家の方々にしてみたらようやく安堵が安心して部分ではないかなと思います。今までですねお米の価格については、逆に資材が高騰してね価格下がったなという時もありましたので、それから見ればですねほんとによかったなという風に思うんです。ただ、これがですね恒久的といいますかこの後もずっと続いてくればいいんですけども、この現状では昨年が高温でちょっと不作だったといいますか、品質が低下したからというような理由だったりすると、もしかすると来年豊作だったら下がるのかなということになりますのでそうはなってほしくないという風に思いますのでね。なるべくならこのまま、逆に言うと、今のお米の価格でもまだ低いんじゃないかなという風に私は思っております。消費者の方に見ればですね、そういうのは困るという風に言われるかもしれませんが、農業者のほうからすればですね永続的に農業できないということになればですね、つくる人がいなくなるということになりますので、そんなことないように今後進めていくということが大事かなと思ってます。そのようなことも加味して世界的な情勢もありますけれども、基本法、農業農村基本法の改定が行われました。この中でもですねいろんな部分が変わってるんですけども、食料安全保障の確保というのが第1命題になってまして、特にその中でですね、生産費価格、価格の適正な価格ということで、第23条、第39条の中ではですね、食料の事情持続的な供給に要する費用の考慮ということで、しっかりとその中で費用を算出してそれをしっかりと示すということを言われております。示されてます。法律の中でこういうなことは明記されたわけなんですけどもただ、だからといって市場原理が働いている農産物の状況の中でなかなかこれが反映されるかというのはちょっと難しいかもしれませんが、ただ国がこういう風なことを言うことによっての少しは変わってくるのかなという風に思っております。

それからこの農業法の中でもですね今まで、この変わってきたことによって基本法変わったことによって、あらゆる食料安全保障の確保ということで、事業等もこれから進んでくるかと思えます。この辺のところなんですけれども、国としてあらゆる事業を展開していくということになったときに、果たしてその事業がですねしっかりと農業者の方々に伝わってそれが利用されるかどうか、採択されるかということが1番問題になってくると思います。その辺についてなんですけれども、町としてこの、これからいろんなものが出てくると思いますけれども、しっかりと把握してそれを農業者に伝えていく方法、これどういう風に考えているのか、どういう風に行っていこうとしているのか、それについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 食料農業農村基本法の事業につきましては、これからはまず、政府与党も含めて初動5年だということでこの5年間の中で思い切った対策が打たれると思っております。

ます。その内容がどのようになっていくのかこれからでございますので、私どももう、最もそこを注視しているところでございます。これまでも、農業に関する分野につきましては国の事業というのは大変大きな比率を占めておりますし、私どもは国の様々な事業を常に注視をしながら活用できるものを探していこうという態度で臨んできております。そこの基本のところは変わりませんが、役場、行政といたしまして国の打ち出してくる方向性、また具体的な事業を常に注視をし、把握をし、それが美瑛町内の農業に適している、対応できると、活用できるということでありましたら、速やかに生産者の皆様にお伝えをしていくというこれまでも行っておりますけれどもこのルートをさらに徹底してまいりたいと思っております。

で、今ご指摘頂けなかったですけれども、それ以前からご指摘も頂いておりますが、もっと、国の制度を教えてくれよという声が生産者の中におありであるということも、これまでいろいろな方々とお話をさせていただく中で私自身自身は感じているところでございますので、より丁寧な、いち早く皆様にお伝えするという体制づくり、役場の中の体制づくりについても、私のほうから考えさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番です。今、答弁頂きましたけどもそのとおりでございまして農業者の方々からいろいろと支援していただきたいというなかなかそういうのが見つからなかったりあったのか、後からですねこういう事業があったのかなということも言われたりしますので、なるべく迅速な形で進めていただきたいなと思っております。その部分ですけれどもやはり農業者の方々がどのような思いでどのような事業が必要なのかっていうことですね。現場の状況というのはやはり、分からないわけですからやっぱり意向調査ですねどういうものが必要なのかっていうこと、それから、言ってしまうとアンケート調査みたいなものですがけれどもそういうものをしていってですね、的確にどういうものが必要だからこういう事業があるからこういうものをどうですかというのは示していくということが必要かと思っております。そういうようなことをしていってですねやはり今回のこの法改正もそうですし基本法の改正もありますので、基本計画ですね基本計画の改正もありますから、非常に今重要な時期に来てると思っておりますので、的確に進めていただきたいと思っておりますけれども、それについていかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 大きく農政が転換していく、今時期であるという風に認識しております。その大きな転換にどのように生産者の方々が対処していこうとされているのか。対処していくには、ここが足りないとか、ここをもっと手厚くすればいいというそういう様々な現場ならで

はの課題、思いがあろうかと思っております。そのような生産者の皆様の意向を十分に酌み上げていく、私ども把握させていただく、その取組を必要でございますので、進めてまいりたいと思います。ただ、何が今足りませんかというような一般論的なアンケートの仕方でなかなかそこがつかめないだろうと思っておりますので、実際の現場のお仕事、あるいは今ある事業の申請状況などを通して、どのような形であれば使い勝手がいいとか、支援につながるかということになるのかも含めて、様々な形で生産者の皆様の意向を酌み取らせていただきたいと思います。存じます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番です。今回法改正の中でですね、ほかにも新たな法改正があったんですけども、例えば食料供給困難事態対策法ですとか農振法等の改正ですとか、それからもう一つ、この辺が1番大事なってくるからスマート農業の技術活用促進法というのがこれが改定されて、10月から施行されるってことになってますけれども、こういう風なような物が変わってきて、説明会があったという風なんですけども、農水省のほうから説明が10日の日にあったという農業新聞も出ておりましたけれども、この辺について説明会等に例えば職員を派遣したとかそういうような実績というのはあるんでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時20分)

再開宣言(午前10時20分)

○議長(野村祐司議員) 会議を再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 失礼しました。ご案内様々農水省、国・道から説明会への案内がございますので出ているものも出てないものがございます。そして今具体例を挙げていただきましたスマート農業技術に関する法律についての説明会につきましては、美瑛町内からは、職員は出席してございません。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番です。続きましてインフラの部分で農業インフラの部分の質問していきたいと思っております。答弁も頂いておりますけれども、的確に進めていただくということでその部分については、進めていただきたいと思います。それから、今現在行われてる道営事業ですとか、もう今朗根内地区、旭地区はこれからですけれどもそれについても町のほうでしっかりと支援していただきたいなという風に思っております。なんですけどもやはり基盤整

備等というのはやっぱり必要不可欠だという風に私は思っております。特に旭川近郊周辺ですけれども今水田地帯の区画整理を行われております。すごい勢いで進んでいるわけですけれども、そういう形で食料の自給を上げていこうですが生産コストを下げる、また強化していくということで行われてるわけですけれども、美瑛町の場合は水田地帯もありますけれども、畑地帯が多い、畑地帯が多いわけですし、この辺についての基盤整備というのも今後やはり大事になってくるんじゃないかと思えます。その辺についてなんですけれども、なかなかこれ進めるというのは難しいかなという風に思っています。ただしっかりと今から声を上げていかないとなかなか進まないのかなという風に思っております。

なんですけれども、その関連ですけれども、昨年9月の定例会のとき、町長覚えてらっしゃるかどうかわかりませんが、大雨降ったの覚えていらっしゃいますかね。あのときですね非常に大きな雨が降りました。1時間に雨の強さでいきますと60ミリ、70ミリぐらいの雨が降ったということで、ちょうど今の時期というのは小麦の播種時期なんです。非常に小麦播種した後大雨で流されて被害が出ているということで、そのあと9月の末にも同じような雨が降ってさらに被害がひどくなった深刻な状況になったということで、その時は道路ですとかそういうところにまで土砂が流れ込んでしまったというような状況でした。また、今年はまだそういうことになってませんが、そのときにですねこれ被害が出たんですけれども、ただある農業者、30代の農業者の方とお話したときに、その方といろいろお話ししたらですねその方被害が少なかったという風におっしゃってですね、いろいろ話していくとですねその方の農地というのは、基盤整備を行ってある程度傾斜ですとかそういうのが緩やかになってると。ですから被害は多少出てるんですけれども、ほかのところから見てもそんなではなかったという風におっしゃってたんですね。その方が最後に言った言葉が非常に印象深かったのは、先人の方々に感謝しなくちゃいけないという風におっしゃってました。これね、どういふことかという、やはり基盤整備を行うというとですね非常に時間と労力かかるわけですよ。申請したとしても10年経って20年経ってようやく形になるかとか、もしかしたらならないかもしれないというんですね。そういうことをしっかりと行っているところというのはやっぱり被害も少ない。その方と話していると、収穫量もしっかりあって、品質もよくてということをおっしゃってまして、非常によかったという。ところが、やはり先人の方に感謝するという風に言ってるのはどういうことなのか若い方なのになぜ分かってるのかという、やはり周辺のところ見たら被害がひどいんですねやっぱり、自分のところはそんなでもなかったということを見て、やはりそれは感謝しなくちゃいけないということになるんだと思えます。そういうことも含めてですねやはり大雨が降るたびに、例えば傾斜の畑でしたら、土は流されて無くなり、作物は流されて無くなり、所得も大した得られないということで無い無いづくしなんです。そういうようなことが続いていくとこの格差というのは非常に広がっていくという

ことになります。1年、2年じゃないですね、1回、整備すればもう、未代物といいますか30年、40年、50年、ずっとそのまま続いていくわけですから、その差というのは、状況が変わってくるわけですね。個々の農家によって違うということになります。そういうことも含めてなんですけれども、やはり基盤整備等についてはしっかりとやっていくと、やはりこれはですね進めていかないといけないと思うんですけども、町長として町長が先頭になってやっぱりねこれ、農業振興の第1の一番大事なことだと思いますけれども、先人の、先ほど申しましたけれども先人に感謝しなくちゃいけないといった農業者の方おられますけども、その感謝される1人に町長もなっていたきたいと思うんですがいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 失礼しました。営農をしていくということは農地を守り、引継その土台の上で今の生産者の方々が営農されている。まさに先人たちが築いていただいた基盤の上に今の仕事があるというお仕事であるという風に思っております。受け継がれてきたその思いなども含めて、今営農活動に取り進めていただいていることに本当に感謝の思いでいっぱいでございます。基盤整備の重要性というものは私も重々認識しております。今、美瑛町内では朗根内南地区、旭地区、横牛地区、美瑛原野地区、旭第2地区の計画の中で、5つの基盤整備事業を計画し、これを着実に進めてまいり、そういう覚悟でございます。一方でご指摘のとおり、今申し上げました5つの基盤整備事業は全て水田場でございます。畑、畑地につきましてもの基盤整備もこれまでも、もう議員のほうがよくご存じのとおり、美瑛町内行われてきております。その効果というものを、今ご指摘頂きましたように、今の農業生産者が実感しているということであろうと思っております。食料農業農村基本法改正を受けた今後の動きにつきましても、読み取り方としては畑地の急斜地、急傾斜のところを改善というようなところも含まれているように私は読んでおりますので、引き続き、国の方針といたしましても畑地の均平化ですとか暗渠ですとかの基盤整備事業は、取り進めて国も行くという風に私は思っております。その事業を、私どもは活用させていただきまして、畑地での基盤整備事業を進めてまいりたいと思っております。議員ご存じのとおり大変時間もかかりますし、手を挙げてから、採択されるまでの期間が長いというのも基盤整備事業の課題であり難点でありますけれども、そこのなるべく早く、現状こういう困難さがあり課題がある。だからこそ、この美瑛町内この地区早くやってくれということはどう国に対して言っていくのが私の仕事であると思っておりますので、現在計画されている事業を速やかに進めること、そして新たな基盤整備事業を採択をしていただくことについて、先頭に立って頑張ってもらいたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。簡明な発言をお願いいたします。

○12番（山本賢一議員） 12番です。1市8町の関係で、伺いたいと思います。1市8町連携中枢ということで、こうやって行ってるわけですが、いろんな各インフラにしる、それから全ての面において連携するということなんですけども、その中に農業分野も一つ重要な部分だと思いますので、ぜひとも取り組んで頂ければなという風に思っております。やはり1市8町といっても8町、ほとんど農業が主たる町ですので、そこがやはり疲弊したり、衰退していくと中心である旭川市もこれ、同じような形になっていくと思います。旭川市自体もですねお米結構作成されてますので、その辺は十分分かっていただけだと思います。やはり美瑛町単独ではなかなか難しいと思いますので、8町、旭川市を中心に今津市長を中心にですねやっぱりいろんな部分で要望要請をしていくと。も、いうことが非常に大事かと思っておりますけれども、今後そういうような形で進めていただくということにはなりませんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） まさにご指摘のとおりであると思っております。町域はありますけれども、特に、気象変動の影響などを受けたを考慮したときは、もう幅広いエリアになってまいります。そういうときに、やはり1市8町での取組というものは大変重要であると思っておりますので、連携中枢都市圏をはじめ、今、1市8町の取組、交流、非常に進んでおりますので、様々な機会を通じてこのエリアの農業の重要さというものをあらゆる機会を通じて訴えてまいりたいと思います。例えば、砂防事業ですとか河川事業の要望活動なども私どもも一緒になってやらせていただいておりますけれども、河川・砂防が大事なのはなぜかといえはこの地域の農地を守るためなんだと、農地を荒らさないために、ここの整備が必要だということを、この地域一体となってみんなで国に対してお話し説明しているようなこともございますので、対農水省だけでなく、あらゆる機会を通じて、基幹産業である農業の重要さというものを訴えてまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 12番議員の質問を終わります。

これで通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

休憩します。次の再開は10時40分。10時40分を次の再開といたします。

休憩宣言（午前10時30分）

再開宣言（午前10時40分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第3 議案第1号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一

部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○**住民生活課長(庄司篤史君)** 議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては1頁から2頁までになります。条例の一部改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から3頁までになります。

今回の美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は、個人番号カードなどを利用してコンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後資料に基づき、改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の1頁にいたします。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードまたは、移動端末機、スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付に係る規定を追加するものです。

3の施行期日ですが、令和6年12月1日から施行となります。2頁から3頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。

資料のご説明を終わり、議案に戻ります。議案集の2頁の附則からになります。附則、この条例は令和6年12月1日から施行する。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**議長(野村祐司議員)** これから質疑を行います。改正条文改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（野村祐司議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

庄司住民生活課長。

（住民生活課長 庄司 篤史君 登壇）

○住民生活課長（庄司篤史君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきまして3頁になります。条例の一部改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から5頁までになります。

今回の美瑛町手数料徴収条例の一部改正は、個人番号カードなどを利用してコンビニエンスストアなどに設置された、多機能端末機から住民票の写しなどを交付するにあたり、役場窓口と多機能端末機、それぞれにおける交付に係る手数料の均衡を図るため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読しその後資料に基づき、改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

続いて別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の4頁になります。1の改正の要旨につきましては冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、住民票の写しなどの交付に係る手数料について、2枚以上600円の項を削り、1通につき300円に整理するものです。

3の施行期日ですが、令和6年12月1日から施行となります。4頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料の説明を終わり、議案に戻ります。議案集の3頁の附則からになります。附則この条例は令和6年12月1日から施行する。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての件を質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)について

日程第6 議案第4号 令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第5号 令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第6号 美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)について

○議長(野村祐司議員) 日程第5、議案第3号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)についての件、日程第6、議案第4号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)についての件、日程第7、議案第5号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についての件及び日程第8、議案第6号、美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題といたします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。

はじめに、議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、4頁から19頁までになります。

今回の補正予算の主なものは、東部地区コミュニティ施設(仮称)整備に伴う工事費等の追加、新型コロナウイルスワクチン定期接種化に伴う委託料等の追加、旧浄化センター残渣汚泥処理に伴う委託料等の追加、及び丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加などです。

はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。4頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。10頁になります。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額はなく、財源調整です。第5目財産管理費、補正額36万3千円の追加。町有財産利活用に係る用地確定測量に伴う委託料の追加です。

第7目地域振興費、補正額1,652万6千円の追加。説明欄1の(1)東部地区コミュニティ施設(仮称)整備事業は、確認申請等の手数料、朗根内へき地保育所解体工事費及び用地購入費で、1,344万1千円の追加。2の(1)地域振興管理事業は、副業型地域活性化企業人2名の任用に伴う費用及びJR富良野線連絡会議で実施する実証事業に伴う負担金で、

308万5千円の追加です。

第8目地域おこし協力隊事業費、補正額355万4千円の追加。説明欄(1)商工業承継支援事業は、事業承継に係る地域おこし協力隊員1名の任用に伴う費用で、137万3千円の追加。(2)DMO活動推進事業は、DMOに係る地域おこし協力隊員1名の任用に伴う費用で、218万1千円の追加です。

12頁になります。第12目災害対策費、補正額25万3千円の追加。美沢地区の防災行政無線屋外受信設備の修繕料の追加です。

第14目 諸費、補正額539万8千円の追加。説明欄1の(1)開拓記念式典事業は、表彰・顕彰対象者の増等に伴う報償で、28万3千円の追加。(2)まちづくり寄附管理事業は、Web出荷コントロールサービスの導入に伴う手数料で、101万5千円の追加。2の(1)過年度歳入過誤納還付金は、住民税及び各種交付金等に係る還付金で、410万円の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目障害者福祉費、補正額167万2千円の追加。説明欄(1)障がい者福祉管理事業は、障がいイベント等の開催に係る情報保障の費用で、12万円の追加。(2)地域生活支援事業は、手話通訳者派遣の増に伴う報酬、費用弁償の追加、訪問入浴サービスの利用見込みに伴う委託料及び日常生活用具給付件数の増に伴う扶助費の追加で、155万2千円の追加です。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額63万4千円の追加、高齢者福祉住宅暖房設備及び衛生設備の修繕料の追加です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額97万6千円の追加。児童手当制度改正に伴う会計年度任用職員の人件費、消耗品費及び通信運搬費の追加です。

14頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額2,281万9千円の追加。新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う予診票印刷及び予防接種委託料の追加です。

第4目保健センター費、補正額11万7千円の追加。保健センター地下重油タンク吸引管逆止弁の交換に伴う修繕料の追加です。

第6目環境衛生費、補正額84万9千円の追加。大雪葬斎組合の指定管理業務委託料の増額に係る一般経費の増に伴う追加です。

第2項清掃費、第3目し尿処理費、補正額3,421万7千円の追加。旧浄化センター残渣汚泥処理に伴う下水道使用料及び委託料の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額40万9千円の追加。北瑛小麦の丘体験交流施設のレストラン棟の給湯設備の故障に伴う修繕料の追加です。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額374万円の追加。道営事業の農家負担工種の事業費変更に伴う追加です。

16頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額115万1千円の追加。起業支援事業の申請件数の増に伴う追加です。

第3目観光費、補正額121万6千円の追加。説明欄(1)その他観光施設等管理事業は、千代田公園駐車場の駐車台数増に伴う工事費で、80万円の追加。(2)観光目的税導入検討事業は、観光振興の財源検討委員会有識者の出席増に伴う報酬及び旅費で、30万7千円の追加。

(3)体験交流住宅管理運営事業は、施設W i f i 利用料及び予約サイト使用料で、10万9千円の追加です。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額40万円の追加。空き家等解体支援事業の申込み件数の増に伴う追加です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額1,241万6千円の追加。説明欄(1)道路維持修繕事業は、フリーロードエレベーターの制御盤内インバーターユニットの更新に伴う工事費及び大雨、融雪水により被害のあった砂利道の維持管理に伴う原材料費で、341万6千円の追加。(2)藤野川向線道路改修事業は、大雨により被害のあった道路排水施設の改修工事に伴う工事費で、900万円の追加です。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額2万円の追加。北町団地整備事業の計画変更手数料及び完了検査手数料の増に伴う追加です。

18頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額10万円の追加。教職員健康診断単価の改定に伴う健診委託料の追加です。

第2項小学校費、第2目教育振興費、補正額10万円の追加。災害共済給付の件数の増に伴う補償金の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額4,597万円の追加。6月補正以降のまちづくり寄附1,574件分、3,227万円及び企業版ふるさと納税9件分、1,370万円を基金に積立てる補正です。

次に、歳入について、ご説明いたします。8頁になります。歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額195万2千円の追加。説明欄の地域生活支援事業費補助金は、事業費の増に伴う、77万6千円の追加。子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当制度改正に伴うシステム準備事務費、117万6千円の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額1,535万5千円の追加。新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保助成事業の実施に伴う補助金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額122万6千円の減額。農家負担工種の事業費変更に伴う補助金の減額です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額38万8千円の追加。地域生活支援事業費の増に伴う補助金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額50万2千円の減額、農家負担工種の事業費変更に伴う補助金の減額です。

第16款財産収入、第2項財産売払収入、補正額2万3千円の追加。町で保有している北海道曹達株式会社の株について、株式併合による端数株式処分に伴う追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額4,597万円の追加。説明欄1のまちづくり寄附金は、1,574件分、3,227万円の追加です。なお、本年度のまちづくり寄附は、8月18日現在までで、2,889件、5,680万円となっております。2の企業版ふるさと納税寄附金は、9件分、1,370万円の追加です。なお、本年度の企業版ふるさと納税寄附は、8月18日現在までで、10件、1,390万円となっております。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、補正額3,840万円の追加。事業実施に伴う財源として、各基金繰入金の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額2,603万1千円の追加。令和5年度の繰越金は、2億7,924万円で、今回の追加補正後の繰越金計上額は、1億133万1千円で、財源留保額は、1億7,790万9千円となります。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額20万9千円の追加。体験交流住宅W i f i 利用料及び日本スポーツ振興センター補償金の追加です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額1,280万円の追加。東部地区コミュニティ施設（仮称）整備事業に伴う起債の追加です。

第4目農林水産業債、補正額450万円の追加。事業費増に伴う起債の追加です。

第6目土木債、補正額900万円の追加。藤野川向線道路改修事業に伴う起債の追加です。

次に、7頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額11億7,504万2千円から2,630万円を追加し、追加及び変更後の地方債の総額を12億134万2千円とするものです。追加にあつては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法の順に読み上げます。なお、個別の事業名は省略いたします。変更にあつては、起債の目的、変更前限度額及び変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正。追加。起債の目的 緊急自然災害防止対策事業。限度額900万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、3%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。変更、辺地対策事業。変更前限度額2億7,640万円。変更後限度額2億8,920万円。過疎対策事業。変更前限度額7億7,780万円。変更後限度額7億8,230万円。合計、変更前限度額11億7,504万2千円。変更後限度額 11億9,234万2千円。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ありません。

5頁及び6頁の、第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で、議案第3号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は20頁から21頁になります。

今回の補正の主な内容は、五稜浄水場の電磁流量計変換器の故障に伴う更新工事の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は20頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は21頁になります。資本的支出、支出、第1款、資本的支出、第1項建設改良費、補正額120万円の追加です。五稜浄水場電磁流量計変換器更新工事の追加です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,128万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,128万8,000円で補填するものとする。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 石崎室長そのままをお願いします。

次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は22頁から23頁になります。

今回の補正の主な内容は、新築物件の増加に伴う、下水道の公共枡新設工事の追加をお願いするものでございます。

初めに議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は22頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は23頁になります。資本的支出、支出、第1款、資本的支出、第1項建設改良費、補正額350万6,000円の追加です。公共枡新設工事の追加です。資本的収入額が資本的支出額

に対し不足する額1億655万2,000円は過年度分損益勘定留保資金2,096万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,558万8,000円で補填するものとする。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育代君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育代君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集は24頁から25頁です。

今回の補正につきましては、食材料費高騰の影響を受けている医療機関の負担軽減を目的とした医療機関食材料費支援金の対象となるもので、同補助金の追加をお願いするものです。

はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、議案集25頁の補正予算説明の収益的収入になります。収入第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第6目道補助金、補正額31万4,000円の追加。令和6年度医療機関食材料費支援金に係る道補助金の増です。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。初めに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の10頁から15頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第6款農林水産業費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興柶議員。

○4番（興柶勝也議員） 4番、興柶です。確認なんですけれども、2款1項7目地域振興費の中の、この2の1の8の職員旅費200万、これ当初予算で118万7,000円が計上されているんですけれども、当初とは、予定外の旅費が何か必要になったということですよ。多分2倍近い200万。これ、総務費の中なんで総務課なのかなとも思うんですけれども、一応

これ、部署、人数、日程場所目的をといた内訳をちょっと伝えていただきたいのと、2点目が、この中に特別職っていうのも含むのか含まれないのかっていうのをちょっとお願いいたします。3点目に、もし特別職も含むなら、これは別立てでちょっとまた、目的、日程場所目的費用をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) ただいまのご質問であります、こちら今回報酬、職員旅費として、補正をお願いしたものに付きましては、本年度からスタートいたしました活性化企業人、昨年導入させていただいております活性化企業人の副業型と申します、非常に派遣される社員にとっても負担の少ない制度、こちらがございまして、ここに書いております、報酬、職員旅費、これはこれで導入をお願いしたい。2名分の報酬と旅費ということになっております。当然その年度途中からの雇用でございますので、その分は、月割で案分しての計算ということになっております。この分の費用につきましては、全額交付税措置されるということになっておりますので、国のせっきくの制度でありますので積極的に利用いたしたく、このようなお願いとさせていただきます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) こちらの旅費につきましてはですね、この2名とも東京の企業の方でございますので、東京と美瑛の往復分の旅費ということでの計算になってございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柊議員。

○4番(興柊勝也議員) 4番、興柊です。ちょっと何か答弁が足りていなかったような感じもするんですけども、2人で100万これから今年度っていうか、最近やって2人で100万使うって、2人で200万、1人100万ずつの旅費っていうのも、結構なものなんでどのくらいの頻度で東京と美瑛往復されてるような、交付金だからいいっていう話じゃなく、何かちょっと何か納得できないとできないとか何か疑問に思うんですけども、どのくらいの頻度で東京と美瑛行ったり来たり、多分往復で4万かかるとしても、25回、毎月行っても20回、そんなに往復しなきゃいけないような話だったらこっち住んでもらったほうがいいんじゃないかという、気もするんですけども、この辺どんな頻度で行かれているのか、ちょっとお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） この制度でございますけれども毎月美瑛に来ていただくという決まりになっておりますので、その認知までの分でございます。この中にはですね、この企業人としての活動の経費等も含み、あるいはその、美瑛に来ていただいたときですね、宿泊費等も当然含んでおりますので、そのような計算、積算の上で積極的な活動をしていただく上で必要な旅費という計算で算出しております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） 4番、興柵議員。ちょっとしつこいようですけども、この宿泊とかそういうのを含んだったら単純な旅費っていうよりも少し明細出してもらわないと、何かおかしいかおかしい風に感じますんで、これ後でもいいんでちょっと明細のほうお願いいたします。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） そのようにいたします。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 14頁、4款2項3目し尿処理費の（1）浄化センター施設解体事業、業務委託の内容をお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 庄司住民生活課長。

○住民生活課長（庄司篤史君） 今回浄化センターの施設解体事業の今委託料の中身のご質問かと思っておりますけれども、浄化センターにつきましては令和4年9月末まで、稼働しておりまして、閉鎖までの半年間、施設内に残っていた残渣汚泥を直営で処理してたところなんですけれども、消化槽と言われる施設設備内の中に、水中ポンプでは酌み取れなかった部分の残渣汚泥があるものですから、今回処分、その処理を行うものなんですけれども、業務内容といたしましては、汚泥残渣をバキュームで吸い取って、汲み取って、汚泥固化装置車と言われるような特殊車両になるんですけれどもそちらのほうに、汚泥と固化剤というものを投入して、攪拌、脱水、消臭、乾燥、固化させた上で最終処分場のほうに処理をするというような業務内容になっております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

○5番（保田 仁議員） 保田です。これ、当初予算にはですね浄化センターの施設解体事業の

この業務委託、業務委託はちょっと計上されてはいなかった。ただ、補正でやるようになった理由っていうんでしょうかね。突発的な理由があるのかいうところをお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) この時期に補正でということなんですけれども、浄化センターの施設の一部につきましては国から借りています放水路というものもあつたりするんですけれども、こちらについては令和10年度まで、国から借用してるといふようなものです。で、議員ご指摘頂いたとおり当初予算載せてなくて今回の補正ということなんですけれども、当初次年度のあるいは検討、その処理について検討してる中で、令和7年度の当初ということも検討していたんですけれども、特殊車両を、先ほど言いました特殊車両を所有している業者が道内でこういった処理している業者1社しかないんですけれども、そちらの特殊車両が次年度フル稼働といいますか、次年度の処理は難しいよっていふような話、検討の中で、先ほど申し上げた国から借地してる土地もありますので、今後の施設の整理を考えたときに、次年度できないのであれば、今回の補正で処理を行いたいということで補正をお願いするものです。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 保田です。分かりました。それで今年そういったことで汚泥処理するということは来年度以降の解体、本体工事の解体を着手できることになるのかなと思うんですけれども、今段階ですすね跡地、用地の利用計画ですとか、それと用地の購入の打診ですとかそういったものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 浄化センターの跡地の利用につきましては当然解体であつたり、再利用をされるというところがあれば売却等も考えられると思うんですけれども、現段階では、美瑛町町有財産等利活用基本計画というものは、基本方針ですね、というものがあつまして庁舎内での検討会もありますので、その今後の方針につきましてはその中で検討していく形になるのかなという風に思います。また誘致等云々の話につきましては施設のほう見学された業者はありますけれども話についてはまだ何も決まってない状態ですので、先ほど言いました検討委員会の中で今後の方針について決められていく形になるのかなという風に考えてございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。よろしくお願いいたします。まず2款1項7目地域振興費、先ほどもありましたけれども、地域振興管理事業の活性化企業人の件についてまず伺います。こちら、まずそれがまず1点ですね、それでまずこちら、イメージとして、今年度入られた企業版ふるさと納税の担当の方ですかその辺りの方々も、この方二拠点居住なさってるかと思うんですけれども、東京でも一生懸命やって私も東京に、タイミング併せてですね、いろいろ情報交換したことがありました。一生懸命大韓貿易投資振興公社に行ったりとかってあるんですけども、求めているですね、やっぱコストは当然掛かるんですけども、求めている、そういう何ていうんすかね業務、そしてそれに対してどれぐらいのですね今実績上がっているのか、もし分かれば教えていただきたいのが一つございます。

それと、次ですね、2款1項8目、商工業承継支援事業について伺います。こちらの地域おこし協力隊ということですね、新規採用じゃなくて異動かと思うんですけども、こちらこの事業に対してどのようなですね効果を求めて異動されたのか。異動というかですね、どのような仕事を求めているのか、どのように、現時点段階で伺いたいと思います。

それと、3款1項3目、障がい者福祉費、説明欄の（2）番地域生活支援事業、こちらの手話通訳の派遣増ということですけども、イベントが増えたということで恐らく1人じゃなくてですね入替え交代でも必要かと思うんですけど、どれぐらいの規模の事業で何人でどれぐらいのことをですねやろうとしているのか。その辺りについてイベントの内容をちょっとご説明頂きたいと思います。以上3点、伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） ただいまのご質問はふるさと納税の人材派遣型の人材の業務ということでよろしいですね。こちらはですね、当初は企業版ふるさと納税等の主に営業活動というお願いをすることで、派遣をしていただき、実際にその業務に当たっていただいておりますが、現在では非常に前職の経験もございまして、ふるさと納税のプロフェッショナル人材としてですね私ども、ふるさと納税業務の中心を担っていただいている今状態状況にあります。営業と積極的なそのPRももちろんなんですけれども、現在私どもの業務の中でですね、さらにその省力化できるものを、この後の送料の件ですね、やり方、契約の仕方によって送料が非常に節約できるというようなことについても、この人材が突き止めましてですね、早々により有利な形での契約に変えていこうというような、ことにはなっております、もう本当に今、有り体に申せば、ふるさと納税の中心を担っていただいている、指導をとっていただいているというような状況にあります。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○**商工観光交流課長（高島和浩君）** ご質問頂きました、地域おこし協力隊事業のですね商工業承継支援事業の事業のですねどのような事業内容を求めているのかということなんですけども、この部分については現在空き店舗対策でありますとか、商工業の承継支援事業ということで、商工業者が減少しないようにというか空き店舗を有効に活用できるようにということで、承継事業を商工会とともに、今、取り組んでいるところなんですけどもその中でですね、今後このような承継がですね、進むようにということでまず地域おこし協力隊としてこの事業にですね、関わってもらおうという公共的な事業を持ってもらうという部分とですね、それからこの来られる方がですね実際に商工業者として自らが承継していくという意思を持ってですね、今後、町内の方とコミュニケーションをとったりですね、経営のノウハウを学んでいくということで、最終的には地域おこしとして入っていただくんですけども、美瑛町内のほうで起業していただくことを目指しております。以上です。

（「はい」の声）

○**議長（野村祐司議員）** 鎌田保健福祉課長。

○**保健福祉課長（鎌田静香君）** 手話通訳の実績ですとかイベントの内容ということでお答えします。こちらの手話通訳の派遣なんですけど、町が主催するイベントだけではなく、派遣が必要な方が町内外問わず必要ですということで依頼があった場合に、手配をするというような形で、実績になっております。今年度ですけれども、9回の派遣これまで派遣がありまして、やっているところなんですけれども今後、また町が後援という立場で実施する予定のものがありますので、そこに備えてということで今回補正を上げさせていただいております。

（「はい」の声）

○**議長（野村祐司議員）** 6番、青田議員。

○**6番（青田知史議員）** 答弁頂きました。それでは今の企業活性化企業人の引き続きの再質になりますけれども、担当課としてですね、二拠点居住の意義というのは本当であれば東京事務所があればですねそこに行ってもらって、東京の大きな企業だとか回ってもらうのも私ありなのかなと思うんですけれども、この恐らく起業活性人の方は、美瑛にもいて、なおかつまた東京においてということで、それでこっち行ったりあっち行ったりっていうところですねそれで忙しい思いされて、一生懸命勤務実績も上げているのかなという風に推察するんですけれども、担当課として見てですね、二拠点居住のメリットといいますかですねやっぱそれがやっぱ今後働き方っていろいろ変わってきてますので、その辺り、課長としてどのような思いがあるのか伺いたいと思います。

また、企業、ごめんなさい、商工業の承継のところなんですけども、この方ですね、地域おこし協力隊のところ、そういう何ていうかノウハウというか、例えば公式的な資格であるとか、そういうのがもしお持ちでしたらお分かりであれば教えていただきたいと思います。以上2点。

○議長（野村祐司議員） 2点でいいですか。

（「はい」の声）

観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） ふるさと納税人材派遣型の働き方もまさに議員おっしゃるとおりに、二拠点を持ちながら、お勤めを頂いていると。私どももその、ではずっと美瑛に来ていただいて、その美瑛にどっしり腰をすえてやっていただけた場合にはどうなのかなという風に制度上無理なんですけれども将来的なことを考えてそういうのについても考えたことはあるんですが、私も以前に東京事務所に配置を頂いて働いていた経緯もございまして、そのときの経験から、また、今の人材派遣型の者の働き方を見てもですね、やはり情報と、ある意味そのお金にあふれている都市圏に片足を置くってということについてはですね、非常に有効なメリットがあると、何かその広がりのある、企業様とのお話の際やですね大学連携等の関係人口においてもそうなんですけど、非常にスピード感を持って進められるというところがありますので、現在のこの形二拠点で働いていただいているっていう形についてはですね、少なくとも今現在においては非常に美瑛町にとって、ありがたい形じゃないかなという風に思っておりますので、今後も、このような企業からのご協力あるいは国の制度の利用で、このような形が取れることがあれば、積極的に活用してまいりたいなという風に考えております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 商工業承継支援事業の地域おこし協力隊の方のですね、ノウハウですとか資格という部分なんですけども、特にないという風に聞いておりました、特にないというのは、資格とかは特になくてですね、現在そういう、今、既にもう事業を一旦終わられている事業者のところのものを引き継いで、今後起業していくということになりますので、当然今、ちょっと個人名はあれなんですけども、既に事業を終わられてる方がいますのでその方からいろいろこう引継引き継ぐというかですねいろいろ教えてもらったりしながら現在も、今居住されているところでも同じような業態の仕事をしておりますので、そういうノウハウをいかしてという部分で起業を目指すという風に聞いてます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

3番、京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） 17頁の8款5項2目の北町団地の整備事業ですけれども。

○議長（野村祐司議員） 京屋議員。まだ告知前ですので、次でお願いします。

○3番（京屋愛子議員） ごめんなさい。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

次に、議案集の16頁から19頁まで、第7款商工費から第12款諸支出金について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) おてつきしました。17頁の8款5項2目の北町団地の2万円なんですけれども、これ今お聞きしたところ、計画の手数料へ変更ということで、今もかなり、骨組みあれして建ってたんですけどこの変更は何を変更したんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 今回補正を提案させていただいてます手数料なんですけれども、中身としては確認申請の変更の手数料ということで、北町団地につきましては、国から社会資本整備総合交付金というものを受けて実施しているわけなんですけれども、こちらの交付金を受けるにあたり、住宅性能評価、に適合合致しなければいけないというものになってるんですけれども、こちらの基準が一部変更になっており、が変更になった部分で確認申請を変更しなければならなくなったという部分になっております。詳しくは基礎のベース幅のすいません、基礎のベース幅の変更という風に、技術のほうからは聞いております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 基礎の基礎を計画を変えたわけではないですね。申請をするためのお金ということですか。確認申請する。もう一度ごめんなさい。私はちょっと理解力が足りないんで申し訳ない。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 計画自体は変わっております。計画、確認申請の内容が一部変更になったという部分と、確認申請手数料の料金改定が行ったもの、料金改定が行われたものでございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。7款1項3目観光費、1の1その他観光施設管理事業ですけれども、これ拓真館の千代田公園の駐車場をちょっと拡張するっていう話が、たしか説明があったと思ったんですけども、何かあの辺、結構狭くて混むところだから、80万ぐら

いの拡張で駐車場の拡張で大丈夫かなという気もあるんですけども、どのような拡張で、何台ぐらい増え、止められるようになるのかっていうのをちょっと説明をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) その他観光施設等管理事業の維持補修工事の部分で千代田公園のですね駐車場の造成という部分なんですけども、これ今議員おっしゃるとおりですね昨年、毎年ですね冬になるとですね、かなり拓真館冬かなりバスで大型バスが混み合っておりまして昨年も、道路上にですね、観光バスが路上駐車をしてしまうと千代田公園の駐車場にバスが入り切れなくて、路上駐車をしてしまうバスが、時間帯によって多くてですね、地域住民からもですね、冬道など危険なので何とかしてほしいという話がありまして、この部分についてはちょっと千代田公園全体ですね、計画というのが、きっちり練った上で実際は駐車場の造成という部分はしなければいけない部分なんですけれども、この冬に向かってですねまた今の現状でありますと、また大型バスが多く来ることで、路上駐車が発生しますので今千代田公園のですね駐車場の部分にかなり大きな歩道がありまして、木が植わさってまして歩道がありまして、ここの部分をですね一部除却することですね、今現在、大型バスが5、奥に5台で手前側に2台かな、入るんですけどもさらにこの間の部分、一部歩道をとることによってですね、あと5台程度大型バスが入れるのかなということで、大規模な改修を今後、計画はしていきますけれども、この冬ですね、そういう路上駐車対策として歩道の一部を除却して大型バスが駐車場に入るように改修するといった内容です。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願ひいたします。7款1項2目、説明欄(1)番起業支援事業と、12款1項9目、丘のまちびえいまちづくり基金運用管理事業2点についてでございます。起業支援事業申請件数が増加しましたということでですね、これから美瑛の町で一生懸命商売やってくれる、そういう風な期待感はあるんですけども、次の手といいますか、例えばニセコや倶知安であるとかそういうところは大学と政策金融公庫へくっつけてですね、それで起業塾みたいのもございます。それでやはり伴走型の支援も今後必要になってくると思うんですね補助金を出してそれで終わりということじゃなくて出した先についてのアフターフォローというかそういうのも今後必要になってくるかと思うんですけどその辺りについて、お考えがあれば伺いたいと思います。

また、丘のまちびえいまちづくり基金費の中で先ほどもちょっと話出ましたけれども、企業版ふるさと納税、今回ですね、実績として1,370万つてあります。この今大体半分といい

ますか、半年過ぎて、残りは半年ですか、7か月ぐらい残ってますけれども、着地としてどれぐらいですね、その方やる見込みというか思いがあるっていうか、課としてどれぐらいこう、実績を上げたいと考えているか、その辺り伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいま起業支援事業の部分で今後のですね、事業の展開という部分であったと思うんですけども、今起業支援事業の課題としては、起業された方がですね今後も事業が継続するという部分の経営ノウハウという部分の習熟の部分とですね、それからそもそも箱がないというかですね空き店舗がなかなかなくて起業したい方はかなりの数おられるんですけどもなかなか起業できてないというこの二つの課題がありまして、一つは一般質問でもありましたけども空き店舗対策ということで、現在、使われていない現状として使われてないような空き店舗をいかに今後活用できるかという部分で、今後検討委員会の中、をつくりまして検討していきたいという部分が一つと、それから起業していただいた方々がですね、今後もですね美瑛町の中で安定的に経営ができるようにという部分についてはですね、現在商工会と、今年度の当初予算でも計上させていただきましたが、起業塾をつくってですね、その中で今後、起業したいという方がですね、まだ経営起業して浅い方を対象にですね商工会が経営指導を行っていく中で、安定した経営が図れるようにということで今後そのような支援をしていきたいと思っております。あと補助金等についてはですねどういふ補助金がさらにですね起業につながり、さらに、安定した経営につながるかという部分についてはですね、また次年度の当初予算の中で商工会、それから関係機関、中小企業総合支援センター等々いろいろ支援していただける組織がありますので、一緒に検討しながらですね、よりよい政策を立てていきたいという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 企業版ふるさと納税の見込みといいますか目標額ということで、私6月の議員協議会でご説明申し上げたとき結構夢のような数字を言ってしまいましたですね、それを目指してと思ったんですけども、今大分かなり、現実が見えてまいりました。見えてまいりましたけれども、去年のですね実績から言いますと、今現在で、去年実績の2倍、収納しているということになってございます。去年の結果がですね2,000万でありましたので、現実的なところに我々の希望も含めてその倍の4,000万に着地するようなことで、協力体制を持って進めてまいりたいという風に考えております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の 8 頁及び 9 頁、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の 4 頁から 7 頁まで。令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算第 3 号の条文及び第 1 表歳入歳出補正失礼しました。歳入歳出予算補正並びに第 2 表、地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 3 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 4 号について質疑を行います。議案集の 20 頁及び 21 頁、令和 6 年度、美瑛町水道事業会計補正予算第 1 号の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。これで議案第 4 号についての質疑を終わります。第 4 号についての質疑を終わります。

次に議案第 5 号について質疑を行います。議案集の 22 頁及び 23 頁。令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

質疑なしと認め、失礼しました。5 番、保田議員。

○5 番（保田 仁議員） 5 番、保田です。23 頁支出の 1 資本的支出、1。1 款 1 項 1 目、工事請負、公共柵設置工事の増について伺いますが、まず、新設、新設する場所、具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 今回の公共柵の新設予定のか所でございますが、北町 2 丁目、大町 1 丁目、それと花園 1 丁目、この 3 か所でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 5 番、保田議員。

○5 番（保田 仁議員） 公共柵につきましてはですね下水道の事業の認可区域に付いてたと。当然、1 宅地に 1 個ずつは設置されているのかなと思いますけども今回、新設するということは例えば、付け忘れていただとか、区画を大区画を分筆して区画数を増やすだとかそういう

た理由があると思いますけどその理由についてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 公共樹の新設については、昨年も行っておりますが、分筆等によって、枘が必要な土地が発生する。その都度、新設をしているというような状況でございます。

○議長(野村祐司議員) 質疑なし。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の24頁及び25頁、令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。これで4案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

これから日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 請負契約の一部変更について

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第7号、請負契約の一部変更についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第7号、請負契約の一部変更についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、26頁になります。

令和6年第4回定例会において議決された青い池駐車場トイレ新築工事に係る請負契約の締結について、電力引込み設備工事及び構内通信線路設備工事に伴う北電中からの電気引込み場所の変更、補助金の交付決定日後の契約による工期の変更等により、設計変更を行い、779万9,000円の減額をお願いするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、請負契約の一部変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長(野村祐司議員) 日程第10、議案第8号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鎌田保健福祉課長。

(保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇)

○保健福祉課長(鎌田静香君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明させていただきます。議案集につきましては、27頁、新旧対照表につきましては別冊資料の6頁から7頁になります。

今回の提案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号が公布され、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部が変更されることとなり、構成町である美瑛町との協議が必要なことから、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。改正の概要は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されることから、関連する規定の整備を行うものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の6頁から7頁の新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。以上、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。次の再開は13時。13時ちょうどといたします。

休憩宣言(午前11時54分)

再開宣言(午後1時00分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第11 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議長(野村祐司議員) 日程第11、議案第9号、教育委員会委員の任命について同意を求め
る件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は28
頁になります。まず朗読を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

打本氏におかれましては、平成28年10月から教育委員会委員として務められ現在2期目
でございます。9月30日で任期満了となりますので、打本氏の教育委員会委員の再任につ
きまして、議会の同意をお願いするものでございます。なお、委員の任期は4年間となつて
おります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。次は討論であります。省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第9号の件を採決します。議案第9号、教育委員会委員の任命に

ついでに賛成の方に挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は同意することに決定をいたしました。

日程第12 議案第10号 農業委員会委員の任命について

○議長(野村祐司議員) 日程第12、議案第10号、農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 議案第10号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は29頁になります。まず、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

農業委員会委員につきましては、本年5月9日付けで、団体推薦の委員の方より一身上の都合により辞任の申出がございました。このことを受けまして、欠員補充につきまして美瑛町農業委員会の委員任命に関する規則に基づき、募集を行ってまいりましたところ団体推薦の1名の届出があったところでございます。

団体推薦は農業関係団体からの推薦でございます。推薦理由につきましては、美瑛町農業協同組合の理事を15年以上にわたり務め、現在は代表理事専務として活躍されており、農家戸数減少や農地集積に対し、広い視野を備えていることから推薦をするとのことでございます。

なお、任期につきましては前任委員の任期を引き継ぐという形になるということでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。次は討論であります。省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は同意することに決定をいたしました。

日程第13 認定第1号 令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 令和5年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第18 認定第6号 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第7号 令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について

日程第20 認定第8号 令和5年度美瑛町、美瑛町立病院事業会計決算の認定について

○議長（野村祐司議員） 日程第13、認定第1号、令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第14、認定第2号、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第15、認定第3号、令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第4号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第5号、令和5年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件、日程第18、認定第6号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定についての件、日程第19、認定第7号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定についての件及び日程第20、認定第8号、令和5年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 認定第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、30頁になります。

令和5年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

はじめに、議案を朗読し、その後、別冊の令和5年度美瑛町各会計決算書及び令和5年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、ご説明いたします。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊の令和5年度美瑛町各会計決算書により、ご説明いたします。歳入歳出決算書の歳入、歳出それぞれ合計額のみ申し上げます。歳入からになります。決算書の3頁及び4頁になります。歳入合計、予算現額120億4,724万円。調定額119億8,086万8,853円。収入済額119億6,782万3,693円。不納欠損額93万1,428円。収入未済額1,211万3,732円。予算現額と収入済額との比較7,941万6,307円の減。

次に、歳出になります。7頁及び8頁になります。歳出合計、予算現額120億4,724万円。支出済額116億8,267万2,868円。翌年度繰越額1億1,602万9千円。不用額2億4,853万8,132円。予算現額と支出済額との比較3億6,456万7,132円。歳入歳出差引残額2億8,515万825円。

9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から199頁の充用内訳までのご説明は、省略いたします。

200頁になります。令和5年度一般会計実質収支に関する調書です。区分、金額の順に読み上げます。1、歳入総額119億6,782万3,693円。2、歳出総額116億8,267万2,868円。3、歳入歳出差引額2億8,515万825円。4、翌年度に繰り越すべき財源、(1)継続費通次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額371万円、(3)事故繰越し繰越額220万円、計591万円。5、実質収支額2億7,924万825円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円です。

次頁以降の財産に関する調書のご説明は、省略いたします。

次に、別冊の令和5年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、ご説明いたします。報告書の1頁からになります。令和5年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和5年度における主要な施策とその成果について報告します。

1、総括。以下、抜粋のうえ朗読し、ご説明に代えさせていただきます。

6行省略し、7行目からになります。本町の財政状況については、公債費の推移を見据えつつも必要となる事業の実施のために地方債の発行を行った結果、年度末の地方債残高は106億8,600万円となり、臨時財政対策債総額26億1,700万円を除いた実質的な地方債残高が80億6,900万円となり、前年度対比7億6,500万円の減となりました。

また、基金については、備荒資金組合超過納付金と合わせ、土地開発基金を除いた基金の総額は、対前年度比2億500万円減の40億7,000万円となりました。起債償還元金への繰り入れとして減債基金を活用したことが減額の主な要因として挙げられますが、今後も堅実な財政運営を取り進め、安定した財政基盤を維持できるよう努めてまいります。

令和5年度の主な振興策として、地域振興としては、自治基本条例に基づき、町民を主体としたまちの基盤づくりを実施しました。

自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の基本的ルールに基づき、町民が主役かつ、町民・議会・行政の三者の協働によるまちづくりを推進するため、情報公開や町民参加等の原則を大切にしながら、全ての皆さまがまちづくりに参画する機運を醸成等し、自治推進委員会における議論のもと、町民がより積極的に自治に取り組むことができる町政の進め方などについて検討しました。

今後も、住み良いまちの実現のために、町民主体・情報共有・町民参加・協働・多様性尊重の5つの原則に基づいたまちづくりを推進してまいります。

ここ数年の新たな取組として注目されているGX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、機構改革により、7月に地域みらい創造室を創設しました。地域社会の課題解決を図るべく、新たな発想や多くの方との関りを持ち、2050年ゼロカーボンシティの実現やデジタル技術の活用について検討を進めてまいりました。以下、5行省略いたします。

農業振興では、燃料費、生産資材費等の高騰により農業経営を圧迫する事態が続いていることから、物価高騰対策として燃料費等の支援措置を実施しました。また、実需者からの評価が高い美瑛小麦の振興に向けては、町内だけでなく町外の関係者とも連携した取組を推進するとともに、町内の遊休施設を改修した小規模な小麦乾燥施設整備に対して支援を行いました。以下、2行省略いたします。

畜産振興では、生乳生産抑制や飼料価格高騰に対する支援事業を実施しました。以下、4行省略します。

林業では、森林環境譲与税を活用し、森林整備への補助や高性能林業機械等の導入支援を行い、林業事業体の担い手対策に取り組みました。

商工業の振興では、商店街活性化事業と起業支援事業を統合し支援内容を拡充するとともに、電子地域通貨運営事業においては、チャージ5%キャンペーンによるチャージ促進やイベント時に相談窓口を開設するなど、Beコインが日常において御利用いただけるよう取組を進めました。

観光振興では、オーバーツーリズム対策として、観光地にカメラを設置し、混雑状況の可視化による混雑平準化や私有地等への侵入検知を行い無断侵入の防止に努めました。また、大雪カムイミンタラDMOへの加入や世界観光機関によるベスト・ツーリズム・ビレッジの認定など広域観光による連携を進め、観光入込数は238万7千人となり、新型コロナ拡大前の水準に戻りつつあります。

社会福祉では、交通弱者に対するハイヤー料金助成、高齢者・障がい者への福祉サービスの

提供など、各種福祉サービスの充実に努めました。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民や事業所を支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した低所得世帯への臨時特別給付金の支給、医療、介護、障がい者や児童福祉サービス事業所に対する運営補助を実施しました。

また、年度後半には、国においてデフレ完全脱却のための総合経済対策が示され、本経済対策に基づき低所得者世帯支援の枠を追加的に拡大するなど、経済面から町民生活を支えるべく各種給付金事業を実施しました。以下、5行省略します。

道路網の整備では、町道旭美瑛線道路改良舗装工事をはじめ、改良舗装事業等12路線のほか、道路維持補修事業、交通安全対策事業及び除排雪対策事業を実施し、交通の安全確保と日常生活における利便性の向上を図りました。

町民や観光客等の交流の場である公園については、新栄の丘展望公園や憩ヶ森公園の整備を推進するとともに、快適に利用できる施設の適正な管理に努め、公園利用の活性化を図りました。

学校教育では、長く続いた新型コロナによる制約が緩和され、少しずつ以前と同じような学校生活が送れるようになりました。そのような中で、児童生徒の知識・技能の習得や未来を生きる力を育むために、各学校がそれぞれの特色を生かし、質の高い教育を推進できるよう努めてまいりました。また、全ての子どもたちに対する予防教育の推進や幼少期から青年期まで引き継ぐことを意識したサポート体制を確立するため、各関係機関と連携を密にしながら、保護者に寄り添える体制づくりに努めました。以下、13行省略します。

令和5年度末における財政指標は、経常収支比率が85.4%となり、一部事務組合や公営企業会計などに対する元利償還金への繰出金なども含めた実質公債費比率は13.4%となりました。今後も安定した財政運営を行える状況ではありますが、依然として物価や燃料資材費、人件費が高騰し、財政の硬直化が進むリスクに直面している状況が続いています。

町民の皆さまの平穏な暮らしを守りながら、将来にわたって効果的かつ効率的な行政サービスを提供していくため、あらゆる施策について、費用対効果や受益と負担のバランス等を見ながら時代に即した新たな施策を繰り出しつつ、次世代につなぐ持続可能な町政運営を進めていきます。以下、5頁から63頁までのご説明は、省略いたします。

以上で、認定第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、日程第2号について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 認定第2号についてご説明させていただきます。議案集につき

ましては31頁になります。

認定第2号につきましては、令和5年度的美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

初めに議案条文を朗読し、その後、美瑛町各会計決算書と決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の208頁、209頁になります。歳入歳出決算書の歳入歳出とも合計額のみ申し上げます。歳入では、歳入合計、予算現額9,707万7,000円、調定額9,707万2,485円、収入済額9,707万2,485円。不納欠損額0円、収入未済額0円。予算現額と収入済額との比較は4,515円の減です。歳出では、歳出合計、予算現額9,707万7,000円、支出済額、9,706万9,570円。翌年度繰越し額0円。不用額7,428円。予算現額と支出済額との比較は7,428円です。歳入歳出差引き残額2,913円です。

以下、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

次に、214頁になります。実質収支に関する調書です。各項目とも、区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額9,707万2,485円。2、歳出総額9,706万9,572円。3、歳入歳出差引き額2,913円。4、翌年へ繰り越すべき財源は0円です。5、実質収支額2,913円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2第1項の規定による基金繰入れ額は0円です。下記の財産に関する調書については省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告の64頁になります。朗読をもちまして説明とさせていただきます。9、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計に係る行政報告。3行目からになります。美瑛町老人保健施設ほの香は寝たきりや認知症など、介護を必要とする方々の増加に対応し、介護認定された方々にふさわしい看護、介護や機能訓練を提供する施設として事業を展開しております。要介護高齢者にとってふさわしい生活の場は、住み慣れた家庭であり、家庭への復帰を目指すため、その自立を支援しながら、必要なケアとサービスを提供してきました。指定管理者による施設運営を行い、指定管理者自らの発想を運営に生かした介護サービスを提供するとともに、介護の現場で迅速で柔軟な対応ができる体制づくりに努めました。

歳入歳出決算書では、歳入総額9,707万2,000円に対し、歳出総額は9,707万円で、差引き2,000円の繰越しとなりました。

歳入歳出につきましては省略させていただきます。以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間農林課長。

(農林課長 平間 克哉君 登壇)

○農林課長(平間克哉君) 認定第3号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は32頁になります。

令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお願いするものがございます。

はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。各会計決算書の215、216頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額1,518万3,000円。調定額1,246万3,406円。収入済額1,235万5,902円、不納欠損額0円、収入未済額10万7,504円でございます。予算現額と収入済額との比較は282万7,098円の減です。歳出予算現額1,518万3,000円、支出済額1,235万5,902円、翌年度繰越し額0円、不用額282万7,098円。予算現額と支出済額との比較は282万7,098円でございます。歳入歳出差引減残額は0円となります。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、221頁になります。実質収支に関する調書です。1、歳入総額1,235万5,902円。2、歳出総額1,235万5,902円。歳入歳出差引額、4、翌年度に繰り越すべき財源、5、実質収支額及び6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はいずれも0円です。次頁の財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書66頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。美瑛町農業研修施設事業は、農業技術の研究開発及び研修を行うことにより、農業の振興発展に寄与する施設として、美瑛町農業研修センターみのり、農業の担い手を確保、育成するための担い手の居住、宿泊及び研修の拠点施設として、美瑛町農業担い手研修センター美進の運営管理を行いました。

令和5年度の決算では、歳入歳出の総額は、いずれも1,235万6,000円で会計を一般会計へ引継ぎ廃止しました。

以下、歳入歳出につきましては朗読を省略させていただきます。以上で、認定第3号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 次に、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

(水道整備室長 石崎 智大君 登壇)

○建設水道課長補佐(石崎智大君) 認定第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は33頁になります。

令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は223頁から224頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額2,294万6,000円、調定額2,687万277円、収入済額2,687万277円。不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は392万4,277円の増でございます。歳出、予算現額2,294万6,000円。歳出、支出済額、1,863万4,479円、翌年度繰越し額0円、不用額431万1,521円。予算現額と支出済額との比較は431万1,521円でございます。歳入歳出差引残額は823万5,798円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、231頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額2,687万277円。2、歳出総額1,863万4,479円。3、歳入歳出差引き額823万5,798円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額823万5,798円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額0円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書の67頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。美瑛町白金泉源事業は、本町における観光の大きな魅力の一つである白金エリアの宿泊施設等に天然温泉かけ流し100%の湯を安定供給するため、配管や設備の点検、修繕を実施し、1年を通じて必要な湯量の確保に努めてまいりました。また、泉源施設の適切な維持管理を行うため、19号井、21号井、泉源予備ポンプの更新を行いました。

歳入歳出決算では、歳入総額2,687万円に対し、歳出総額1,863万4,000円で差引き823万6,000円の繰越しとなりました。

以下、歳入歳出につきましては朗読を省略させていただきます。以上で認定第4号の提案理

由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長そのまま演台にいてください。

次に認定第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○建設水道課長補佐（石崎智大君） 認定第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は34頁になります。

令和5年度美瑛町水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は233頁になります。令和5年度美瑛町水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億567万2,000円。補正予算額171万3,000円の追加、合計3億738万5,000円、決算額3億690万2,724円。予算額に比べ決算額の増減48万2,276円の減。支出、第1款水道事業費用、当初予算額3億567万2,000円、補正予算額1,064万8,000円の追加。合計3億1,632万円。決算額3億1,358万2,661円、不用額273万7,339円。棚卸資産購入限度額、予算第9条、執行に伴う仮払い消費税及び地方消費税は9万7,100円である。

次に、234頁になります。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額4,774万5,000円、補正予算額504万5,000円の減額。合計4,270万円。決算額4,269万8,077円。予算額に比べ決算額の増減1,923円の減。支出、第1款資本的支出、当初予算額1億1,011万7,000円、補正予算額2,114万5,000円の減額、合計8,897万2,000円。決算額8,742万8,411円。不用額154万3,589円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、4,473万334円は、当年度消費税資本的収支調整額408万1,390円、過年度分損益勘定留保資金4,064万8,944円で補填した。

以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書69頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。令和5年度美瑛町水道事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和5年度美瑛町水道事業会計決算について下記のとおり報告します。1、総括事項、水道事業は、年間有収水量が103万64立方メートル、配水量に占める有収率が83.6%となり、町民の豊かで快適な日常生活や産業活動を支えるため、安定供給と適正管

理に努めてまいりました。

経営状況については、給水人口が減少している中で、給水戸数は横ばいで推移しており、年間有収水量は前年度より増加したものの、配水管の老朽化等による修繕費用が増大したことから、901万7,000円の純損失となりました。

建設工事では、消火栓の更新工事、配水管の新設及び布設替工事を実施したほか、安定的な給水を確保するため、浄水場の設備更新工事等を行いました。

2、経営状況。第3条予算の損益は、総収益が前年度比549万7,000円増の2億8,470万円。総費用が前年度比747万1,000円増の2億9,371万7,000円となりました。事業収支の構成比は、収益が営業収益75.2%、営業外収益24.8%、費用が営業費用、98.5%、営業外費用1.5%です。

以下については朗読を省略させていただきます。以上で認定第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長そのまま演台に留まってください。

次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○建設水道課長補佐（石崎智大君） 認定第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は35頁になります。

令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

初めに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は255頁になります。令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益、当初予算額、4億1,381万1000円、補正予算額222万8,000円の追加、合計4億1,603万9,000円。決算額4億1,652万7,767円。予算額に比べ決算額の増減48万8,767円の増。支出第1款下水道事業費用、当初予算額4億1,381万1,000円、補正予算額222万8,000円の追加。合計4億1,603万9,000円。決算額4億402万2,105円、不用額1,201万6,895円。特例的未払金中委託料621万5,000円の財源に充てるため、企業債560万円を借入れた。

次に256頁になります。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額3,143万6,000円、補正予算額538万円の減額、合計2,605万6,000円。決算額1,999万996円、

予算額に比べ決算額の増減、606万5,004円の減。支出。第1款資本的支出、当初予算額1億4,284万7,000円。補正予算額623万円の減額、合計1億3,661万7,000円。決算額1億3,647万3,579円、不用額14万3,421円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,648万2,583円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額209万3,000円、引継ぎ金581万9,601円及び当年度分損益勘定留保資金1億856万9,982円で補填した。

以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書72頁になります。朗読をもって、ご説明とさせていただきます。令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算について下記のとおり報告します。

1、総括事項。5行目まで省略し、6行目からとなります。令和5年4月1日より、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しました。経営状況及び財政状態について見える化を図り、効率的かつ合理的な経営の推進に努めております。また、終末処理場の適正な維持管理とストックマネジメント計画に基づいた設備機器等の更新を実施し、施設の長寿命化を図りました。経営状況につきましては、処理人口が減少している中で処理戸数は横ばいで推移しており、年間有収水量及び使用量は前年度より増加し、1,266万円の純利益となりました。

建設工事では、公共柵の新設工事、マンホールポンプ場長寿命化対策工事及び下水処理場の設備更新工事を実施しました。

2、経営状況、第3条予算の損益は、総収益が4億811万5,000円、総費用が3億9,545万5,000円となりました。事業収支の構成比は、収益が事業収益29.9%、事業外収益70.1%、費用が営業費用94.5%、営業外費用4.1%、特別損失1.4%です。

以下については朗読を省略させていただきます。以上で認定第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長はそのまま演台に留まってください。

次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○建設水道課長補佐（石崎智大君） 認定7号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は36頁になります。

令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。決算書は279頁になります。令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、電気事業収益及び電気事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款、電気事業収益、当初予算額6,285万3,000円。補正予算額28万6,000円の追加。合計6,313万9,000円、決算額7,170万1,584円、予算額に比べ決算額の増減、856万2,584円の増。支出、第1款電気事業費用、当初予算額6,285万3,000円。補正予算額28万6,000円の追加。合計6,313万9,000円、決算額6,063万5,712円。不用額250万3,288円。

次に、280頁になります。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額1,000円、補正予算額0円、合計1,000円、決算額0円、予算額に比べ決算額の増減1,000円の減。支出第1款資本的支出、当初予算額1,000円、補正予算額0円、合計1,000円、決算額200円、不用額800円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200円は引継ぎ金200円で補填した。

以下財務諸表及び決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に関わる行政報告書75頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算について下記のとおり報告します。

1総括事項、美瑛町水力発電事業は、令和5年度から、地方公営企業法の財務規定を適用し公営企業会計に移行しました。第3条予算のうち収益については、売電による売上げ収入が3,085万7,000円となりました。費用については、水力発電に関わる維持管理費、人件費、減価償却費を支出しました。

また、基幹水利施設管理事業の維持管理費として270万円を支出し、施設の維持管理に必要な財源の確保に努めました。2、経営状況、第3条予算の損益は、総収益が6,861万6,000円、総費用が5,920万1,000円となりました。

事業収支の構成比は、収益が営業収益45.0%、財務収益0.1%、事業外収益54.9%、費用が営業費用を97.7%、特別損失2.3%です。

以下については朗読を省略させていただきます。以上で認定第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

才川町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 才川 育代君 登壇)

○町立病院事務局長（才川育代君） 認定第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。
議案集は37頁です。

認定第8号は、令和5年度的美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。

はじめに議案条文を朗読し、その後、美瑛町各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の298頁、令和5年度美瑛町立病院事業会計決算報告書です。1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみを申し上げます。初めに収入です。第1款病院事業収益、当初予算額11億7,788万3,000円。補正予算額2,131万4,000円の追加。予算額合計11億9,919万7,000円。決算額12億1,040万2,141円。予算額に比べ決算額の増減は1,120万5,141円の増。

次に支出です。第1款病院事業費用、当初予算額11億7,788万3,000円。補正予算額2,131万4,000円の追加。予算額合計11億9,919万7,000円。決算額11億6,728万1,577円。不用額3,191万5,423円。

次に、299頁、2、資本的収入及び支出につきましても、資本的収入、資本的支出の総額のみを申し上げます。初めに収入です。第1款資本的収入、当初予算額4,565万円。補正予算額3,979万3,000円の追加。予算額合計8,544万3,000円。決算額8,544万3,000円。予算額に比べ決算額の増減は0円です。

次に支出です。第1款資本的支出、当初予算額1億5,934万4,000円。補正予算額4,028万3,000円の追加。予算額合計1億9,962万7,000円。決算額1億9,958万1,179円。不用額は4万5,821円です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,413万8,179円は、当年度消費税資本的収支調整額98万9,875円。過年度分損益勘定留保資金1億1,314万8,304円で補填いたしました。

以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書77頁です。朗読をもってご説明とさせていただきます。令和5年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告。地方公営企業法第30条第6項の規定により、令和5年度美瑛町立病院事業会計の決算について下記のとおり報告します。1総括事項、4行目からになります。昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へと移行し、3年あまり続いた国のコロナ対策は大きな節目を迎えたものの、終息には至らず、年度内を通じた発熱患者の診療対応とともに、新型コロナウイルスワクチン接種業務を遂行しながら、一般診療を行ってまいりました。

以下10行を省略し、下から7行目、医業収益は、からになります。医業収益は複数の要因が重なり、大きく落ち込んだ前年度から回復の兆しが見られ、入院収益、外来収益とも前年度を上回りました。医業費用では、退職手当組合負担金率の大幅な減少などにより、給与費が抑えられ、薬価交渉による薬品等の廉価購入と在庫の適正管理ほか、継続した経費縮減を行ってまいりましたが、物価高騰による医療資材の単価高止まりに加え、資産更新に伴う除却費用である資産減耗費の増に伴い、前年度を上回りました。

第3条予算収益的収支の損益では、総収益が12億348万6,000円、総費用が11億6,831万3,000円で、3,517万3,000円の純利益となりましたが、経営安定化のため繰入金を増額した結果であり、病院運営の根幹である医業収益は増加したものの、医業収支比率は50.0%で推移していることから、現在も厳しい経営状況が続いております。

第4条予算資本的収支では、老朽化した内視鏡スコープ及び薬局調剤支援システム等の更新、感染症対策に伴う道補助金を活用した医療機器更新のための資産取得のほか、企業債償還を行っています。

以下、2行及び2の利用状況以降を省略させていただきます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

（「はい」の声）

大西代表監査委員。

（代表監査委員 大西 宣充君 登壇）

○代表監査委員（大西宣充君） 監査委員から令和5年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等決算審査意見及び令和5年度美瑛町公営企業会計、決算審査意見を申し上げます。別冊資料の9頁、決算審査意見書をお開き願います。初めに令和5年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。

1、審査の対象は、第1号令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から、第6号地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書になります。2、審査の期間は令和6年8月5日から8月8日まで4日間実施しました。3、審査の会場、審査の方法及び審査の結果については記載のとおりですので省略いたします。

次に会計ごとの決算の意見について。はじめに一般会計ですが、頁数は11頁から16頁になります。詳細については記載のとおりですので省略し、総括意見のみ申し上げます。15頁の中ほどから、総括意見としまして、令和5年度決算については、物価、燃料資材費等の高止まり、人件費の増嵩が続く中で、引き続き町民の安定した暮らしを守るため、きめ細やかにあらゆる方面において、第6次美瑛町まちづくり総合計画に基づく実効性のある事業が展開されている。

現状の社会情勢への対応として、基幹産業である農業分野においては、農業経営の圧迫を緩和すべく、燃料、資材費等への支援を行い、社会福祉分野においては、低所得世帯への支援、介護等、各社会福祉事業所への運営支援がなされている。

コロナ禍前の賑わいを取戻した観光分野においては、カメラの設置により観光地の混雑状況を可視化し、その情報を発信するなど、オーバーツーリズム対策を強化し、そのほか2050年ゼロカーボン実現に向けた事業検討が開始されるなど、時代ニーズを的確に捉えた事業が推進されている。

以下省略しまして16頁9行目からです。今後においても、地方自治体が抱える高齢化による労働力不足、経営者の後継者不足、物価、人件費の高騰、災害時への備えなどの問題に本町においても対応しながら引き続き安全安心な安心して暮らせるまちづくりと、将来にわたり持続的に発展していくための取組が当然求められる。これら厳しい情勢ではあるが、住民の暮らしや地域経済を支えるため、創意工夫を凝らし、健全かつ適正で効率的、効果的な行財政運営にさらなる推進を望むものである。

次に、17頁18頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見については、記載のとおりですので省略いたします。

次に、19頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果正確であることを認めます。詳細については記載のとおりとなっておりますので、省略いたします。

以上、一般会計等における審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した部分については、後ほどご覧願います。

続きまして、令和5年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別冊資料の21頁、決算審査意見書をお開き願います。1、審査の対象は、令和5年度美瑛町水道事業会計から令和5年度美瑛町立病院事業会計までの4会計となります。2、審査の期間は令和6年7月9日と10日の2日間で実施しました。3、審査について及び4、審査の結果については省略いたします。

次に、会計ごとの決算の意見について申し上げます。初めに美瑛町水道事業会計です。ページ数は22頁から25頁になります。詳細については記載のとおりですので省略し、総括意見のみ申し上げます。総括意見としまして前段省略しまして、25頁下から6行目からです。今後においても、人口減少に伴う給水人口等の減少、水道設備更新需要の増大など、水道事業を取り巻く環境が変化している中で、安全でおいしい水道水を安定的に供給できる体制と強い経営基盤の確立を図り、住民生活と地域社会を支えるライフラインとしての水道事業を健全な姿で、次世代に引き継ぐことを目指し、事業の推進に当たられたい。

また、社会情勢に応じた水道料金の妥当性などについて検討することも必要であると考えられる。

次に、26頁から34頁の公共下水道事業会計及び水力発電事業会計についての詳細並びに総括意見は記載のとおりになっておりますので省略いたします。

次に、町立病院事業会計です。頁数は35頁から38頁になります。詳細については記載のとおりですので、省略し、総括意見のみ申し上げます。総括意見としまして、前段省略しまして38頁下から6行目からです。令和5年度町立病院事業会計の決算状況の審査から、町立病院が町民の健康と生命を守るために、病院を運営し続ける必要性は重々に承知しているところではあるが、人件費の増加、物価高騰等の社会情勢の影響を受け、一般会計についても厳しい状況にあることから、必要な医療提供体制を維持しつつ、企業会計としてのあるべき姿である一般会計からの繰り出し基準を考慮する中での独立採算を目指し、抜本的な病院運営体制の改革を望むところである。

以上、公営企業会計における審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した部分については、後ほどご覧願います。監査委員から審査意見については以上であります。

○議長（野村祐司議員） これから、総括質疑を行います。

初めに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで8案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、認定第1号についての総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第3号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで認定第4号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第5号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第6号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第7号についての総括質疑を終わります。

次に認定第8号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第8号についての総括質疑を許します。失礼しました。総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっています日程第13、認定第1号から日程第20、認定第8号までの8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く11名の委員で構成する令和6年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く11名の委員で構成する、令和6年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定をいたしました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行います。しばらく休憩いたします。

休憩宣言(午後2時11分)

(決算審査特別委員会を開催)

再開宣言(午後2時29分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

休憩中に、令和6年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長に2番、桑谷覺議員。副委員長に10番、八木幹男議員、以上のとおりであります。

休憩いたします。14時40分を次回の再開といたします。14時40分まで休憩をいたします。

休憩宣言(午後2時30分)

再開宣言(午後2時40分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続いて会議を再開いたします。

日程第21 報告第1号 令和5年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（野村祐司議員） 日程第21、報告第1号、令和5年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 報告第1号の内容につきまして、ご説明いたします。議案集は、38頁及び39頁、監査委員の審査意見は、別冊資料の39頁から45頁までになります。

今回の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について報告するものです。

はじめに、議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集の38頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、39頁になります。はじめに、美瑛町健全化判断比率の状況です。比率区分、令和5年度の欄の順で読み上げます。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率、13.4%。将来負担比率、24.7%。いずれの比率とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況です。令和5年度は、いずれの会計区分におきましても、資金不足はありません。

なお、別冊資料の監査委員の審査意見のご説明は、省略いたします。以上で、報告第1号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第22 報告第2号 債権の放棄について

○議長（野村祐司議員） 日程第22、報告第2号、債権の放棄についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐税務課長。

(税務課長 岩佐 和男君 登壇)

○税務課長(岩佐和男君) 報告第2号につきましてご説明いたします。議案集は40頁になります。

今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行された美瑛町の債権管理に関する条例により債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしますので、同条例第6条の規定により議会に報告するものです。

以下、朗読をもちまして報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号についてはこれをもって終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第23 意見書案第8号 改正食料農業農村基本法の実効性確保に関する意見書について

○議長(野村祐司議員) 日程第23、意見書案第8号改正食料農業農村基本法の実効性確保に関する意見書についての件を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

8番、坂田昌則議員。

(8番 坂田 昌則議員 登壇)

○8番(坂田昌則議員)

(意見書案の朗読を省略する)

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号改正食料農業農村基本法の実効性確保に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であり、したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

日程第24 意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○議長(野村祐司議員) 日程第24、意見書案第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

12番、山本賢一議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員)

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

日程第25 議員の派遣について

○議長（野村祐司議員） 日程第25、議員の派遣についての件を議題といたします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思いをします。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定をいたしました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合は、議長において承認したいと思いをしますので、ご了承を願います。

日程第26 所管事務調査の申出について

○議長（野村祐司議員） 日程第26、所管事務調査の申出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長八木幹男議員。産業経済常任委員会委員長、山本賢一議員、議会運営委員会委員長、保田仁議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続審査の承認を求める申出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長の申出のとおり承認したいと思いをします。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申出のとおり承認することに決定をいたしました。なお派遣地、調査事項等に変更が生じた場合は、議長において承認をしたいと思いをしますので、ご了承を願います。

閉会宣告

○議長（野村祐司議員） これをもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年第5回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（野村祐司議員） 閉会にあたりご挨拶を申し上げます。本議会構成については、昨年からは、ちょうど1年あまりが経過をいたしました。野球で言えば、ちょうど3回戦に入ってこれからまた守備攻防が始まるこのような関係でありますけど、今回の議会に質問に当たっては、多岐にわたっておりました。自治基本条例がそれぞれ同じように発布されたところであります

が、やっぱり町民の声がそれぞれこの議会に反映されつつあるなという風感じておりました。

今回は、角和町長のほか、教育長それから農業委員会長の登壇もありました。いわゆる観光であったり、教育であったり、A Iであったり、農地法であったり、そして市街地の活性化など多岐にわたったところであります。町民の幸せづくりという点では、議会も、理事者も一致しておりますので、今後においては、角和町長を中心に、行政と役職員が、失礼しました。角和町長を中心に役職員が一緒になっていただいて、業務の執行に努めたいと思います。的確な行政の執行を祈念して、閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時00分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年11月28日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 青田 知史

議員 高田 紀子